発行所　北津軽郡五所川原町　五所川原町役場
電話（二八番 一二八番 三二九番）
発行兼編集人　庶務課廣報係
印刷所　陸奥印刷株式会社

我が町の人口

（八月末日現在）

人口　一三、二八二
世帯数　二、六三二

秋季清潔法検査施行

昭和二十八年度秋季清潔法検査を左の通り実施致します。

一、検査期日　九月廿四日、廿五日廿六日の三日間
一、再検査期日十月十日
一、雨天順延

栄町、田町	九月廿四日	一日
更生街、元町	同	右（午前午後）
新、鎌谷、柳町	同	右　一日
東町、布屋、彌生町	同	右（午前午後）
本町、川端町	九月廿五日	（午前午後）
大町、旭町	同	右（午前午後）
上町、平井町、寺町、岩木町	同	右（午前午後）
柏原町、幾島町	同	右（午前午後）
新宮町、錦町	九月廿六日	（午前午後）
平井町、敷島町	同	右（午前午後）
中平井町、下平井町	同	右（午前午後）

1 鼠族昆虫類の驅除
2 日光による消毒を充分利用する
3 通風をはかり、うちのすみずみを清潔にする。
4 下水の流通をはかる。

町議会の動き

臨時町議会　八月十二日

△公会堂一時貸付の件　可決
地区警察署廳舎建築のため警察の事務所として公会堂階上全部を無償にて貸與
貸付期日　自七月一日　至十二月三十一日

△町有建物移転改築の件　可決
旧常備消防部屯所建物を役場廳舎物置として移轉改築する。

△隔離病舎組合解散並びにこれに伴う財產処分に関する件　可決

△町立病院病棟建築の件　可決

△昭和二十八年度五所川原町歳出追加更正予算

基本選挙人名簿調製について

毎年九月十五日現在で従來の基本選挙人名簿は更新されますので今まで有権者であつた人でも取除かれたり、又新しくこの名簿に登載される人等が出來るわけであります。

この事については八月十五日発行町報第十七号に詳細書いてありますから何卒今一度この町報を繰返し御覧になつて有権者の一人でも脱漏のないようくれぐれも御願い申上げます。

尚疑問の点は速かに選挙管理委員会に御問合せ下さい。

（選挙管理委員会）

身体障害者の巡回診査実施

この度弘前大学医学部関係各科教室の御協力によりまして法第十八條の規定による巡回診査及補聴器等の巡回交付修理更生相談等を左記日時に実施することになりましたから該当者は必ず診査を受けられるようお通知申上げます。

又手帳交付申請者の診断も行いますから該当者がありましたらお知らせ下され度く申添います。

記

一、整形外科関係
九月八日午前九時より九月九日午後四時まで　西北病院

二、耳鼻咽喉科関係
九月廿三日午前九時より九月廿四日午後四時まで　西北病院

三、眼科関係
十月廿七日午前九時より十月廿八日午後四時まで　西北病院

「姙産婦の保健のために」

五所川原保健所では去る九月一日より同七日まで（性病予防週間）姙産婦保健向上のため無料健康診断を行つております。本週間終了後も引続き同趣旨の徹底をはかるため姙産婦各位の來所されるのをのぞんでいます。

健康診断は自分のためばかりではなくやがて生れる赤ちゃんや、家庭の大きなプラスとなることでしよう

遺族年金受給者は現状届を支払機関に提出しましよう

遺族年金の支給を受けている者は遺族年金受給者現狀届及び戸籍の抄本等の提出をしなければならないことになつて居りますが今回だけは昭和二十八年九月を受給権調査の実施時期と定め、受給者の戸籍の抄本若しくは住民登錄法による住民票の抄本を支拂機関に提出するのみで差支えないことになつた旨通知が有りましたからお知らせ致します。

尚解らない点が有りましたら郵便局又は役場へ御問合せ下さい。

東北七県北海道物産共進会開催

東北、北海道に於ける物產品の抜術水準の向上を計るため東北、北海道に於ける優良生產品を展示し品質の改善に資すると共に其の紹介宣傳を図ることを目的とし、左記により開催される。

記

一、会場　弘前市　時敏小学校
一、会期　自十月十日　至十月二十日
一、主催　弘前商工会議所

◎入場料規定
一、一般入場料
大人　金参拾円
小人（新制中学以下）金拾円
一、三十人以上の団体割引
1 一般　金貳拾円
2 教職員の引率する小中学校生徒　金五円

◎出品規定
一、第一部審査品及参考品
第二部委託即賣品（縣外出品）
第三部自営即賣品（賣店）

公民館行事予定表（九月分）

十日 十一日	書道研究会	晩
十二日	スクエア	晩
十三日	チャーチル会	午前九時
十五日	コーラス会　社会講座	晩
十七日	書道研究会	晩
十八日	詩話会	晩
十九日	スクエア　社教大会	晩
二十日	チャーチル会　郷土史	午前九時　晩
廿二日	レコードコンサート	晩
廿四日 廿五日	書道研究会	晩
廿六日	スクエア	晩
廿七日	詩話会	晩
廿九日	コーラス会	晩

駅大町通りコンクリート舗装

駅、大町通りは只今コンクリート舗道工事が実施されておりますが、水道栓の位置変更又は新設等希望の御家庭では、至急水道課に申込んで下さい。

五所川原地方の大恩人

福士貞蔵

第三代信義公の代までには、津軽平野も大部分開拓されたが、湊より藻川迄の間は大小無数の沼は星の如く散在し、普通の手段ではとても開拓されぬ難地であつた。第四代信政公は全く他国では例のない小知行の連中を強制的に派遣して之に当らしめたが、矢張り不成功に了つた。なれど須藤惣左工門、岡文左工門両人の見積書に、此の荒無地が成就せば優に五千石程が生産されるとの事であつたが故に、どうしても断念することが出来なかつた。遂え藩の直営工事として施行する事になり、毛内治兵左を人寄役として秋田、山形方面より移住民を募集せしめ、神山館主神山（本姓鳴海）左京の孫鳴海勘兵工を開発頭とし、愈々寛文五年（二八八年前）工事に着手した。

勘兵工は開墾地の中央に当る中泊村（現在中川村大字長橋字廣野二八三番地館山文四郎宅地）に苫小屋を建てて此所に寝起し、雨の日も雪の日も厭えなく、萱笠を冠り、蓑を着け、腰に握飯を結び、草鞋がけで間断なく激勵に当つたが、無数の沼を埋立てねばならぬ。それに湊以北の長堤を築かねばならぬ。一体此の土はどこから運搬したものであろう。それはそれはとても想像もされぬ程の難工事であつたのだ。だが念力岩をも通すとやら、流石の難地も延寶四年に至る十二ケ年間の心労に依り遂え金波漂う美田と化し、所謂『五所川原新田十五ケ村』の派立を見るに至つた。

先人の汗と脂の形晶たる此の美田の恩惠に浴しつつある五所川原地方の人々よ、須らく『頌德碑』を建設し、以て鳴海氏の若心と吾々祖先の労苦を偲ぶ資料として、子々孫々に遺さねばなるまい。　以上

『野鳥を捕獲すると罰せられます』

野鳥は昔から草花などと同様に絵画の取材になつたり詩や歌の題材になつております。

野鳥も規則により保護されて居ります。次の点を守りましよう

一、ほとんどすべての鳥は捕れません学術、研究、その他の事由によつて野鳥を捕獲したい場合は知事に所定の申請をして許可を得なければなりません。

一、野鳥の雛や卵は一切とられない

一、かすみ網やとりもち、わななどで野鳥を捕ることは禁じられております。

一、どのような空氣銃でも野鳥をとる場合は許可が必要です。
空氣銃を持つているのは何も制限ないが、野鳥をとることになると狩獵法により登錄しなければ一羽のスズメを撃つても違反となり罰せられます。
近頃空氣銃で小鳥を撃つている生徒をよく見られます。十八才未満の生徒は一切空氣銃を使用してはいけないのです。御注意下さい。

一、野鳥を飼養するには、捕獲許可を得て捕獲し、知事の発行する飼養許可証を受けなければなりません。
野鳥を愛玩用として飼育する場合は、マヒワ、ウソ、ホ、ジロ、ヒバリ、メジロ、ヤマガラ、ウグイスの七種類であり詳しい手続は林務出張所に御照会下さい

一、野鳥を譲り受ける場合は必ず飼養許可証のついたものでなければなりません。

塵芥運搬予定表（九月分）

九月十日	更生街
十一日	更生街、元町
十二日	栄町
十四日	田町
十五日	田町、新町
十六日	本町
十七日	本町、東町
十八日	東町、布屋町
十九日	布屋町、彌生町
二十一日	鎌谷町、柳町
二十二日	川端町、岩木町
二十四日	川端町、寺町
二十五日	大町
二十六日	大町、旭町
二十八日	旭町
二十九日	敷島町、旭町
三十日	敷島町

備考
◎都合により運搬予定を変更することがあります。

督促状の発付！

町税の未納者に対し左記により督促狀を発付しましたから、指定の期日までに必らず納付して下さい。期限に遅れると財產差押の処分を行わねばなりません。

記

一、町民税と固定資產税については昭和二十八年度第一期分
二、水利地益税については昭和二十八年度全期分
三、国民健康保険税については過年度分即ち昭和二十六年度と昭和二十七年度の兩年度分

未納の税金は早く納めましよう

戸籍の話

(一) 戸籍制度と身分

我々は誰でも特定の人との間に親子とか夫婦とかの一定の親族関係に立つております。この親、子、夫及び妻というような人の地位を身分というのでありますが法律上この身分に伴つて生ずる権利義務というものは、かなり澤山あります。民法によれば満二十才に達しない子は、父母の親権に服し、親権者は子の監護及び教育する権利義務を有することになつております。

又人が死亡すれば、その遺産については死亡者の子や配偶者等が相続人としてその権利義務を承継することになつております。さらに戦傷病者戦没者遺族援護法によれば一定の要件に該当する軍人軍属の死亡当時の配偶者、子、父、母、孫、祖父、及び祖母等に遺族年金が与えられることになつております。

即ちこれらの場合においては、父母、子及び孫等という身分に伴つて監護教育の権利義務、相続権、及び年金請求権というものが発生するわけであります。したがつて子の親権者が誰であるかを明らかにするためにはその子の父母が誰であるかが明らかにされなければなりません。同様のことは相続や遺族年金についてもいうことができます。

右に述べましたように人の身分関係を明らかにすることは、我々の法律生活ひいては社会生活にとつて必要欠くべからざるものであります。

そこでこの必要に應じて人の身分関係を登録してこれを公証する制度として設けられたものが戸籍制度であります。又我国においては、婚姻や養子縁組は、事実上夫婦となり親子となるだけでは勿論結婚式や縁組の式を挙げても法律上の夫婦や親子となりません戸籍事務の管掌者たる市区町村長に婚姻の届出や養子縁組の届出をすることによつて法律上の夫婦や親子となるのであります。即ちこの場合には、身分の変動が戸籍制度上の届出と結合されているわけであります。このような重要な役割を持つている戸簿制度は我が国では永い傳統を有し、且つ細部の点に至るまで法規の厳格な適用により、全国的に統一され処理がなされており、世界に誇るに足る制度の一つとなつております。

(二) 戸籍制度の概要

(イ) 戸籍事務の管掌者

戸籍制度は一で述べましたように非常に重要な制席でありまして、戸籍事務は本来国の固有の事務でありますが、国民の便宜のために、国民と最も密接な関係にある市町村長が委任を受けて管掌することになつております。しかし事務の性質からいいましてもその取扱が全国的に統一されることが必要でありまして、戸籍事務につき市区町村長は、当該市区町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長の監督をうけ法務局又は地方法務局の長は、さらに法務大臣の監督を受けるようになつておりますまた市区町村長は、他の事務もある関係で、一人で戸籍事務を取扱うこ村とはできませんから、市区町の役場の職員に補助をさせることができます。したがつて戸籍事務について我々が接するのは、主としてこの職員になるのであります。

(ロ) 戸籍

戸籍制度の中心をなすものが戸籍でありまして、これに人の身分に関する事項が記載されているのでありますが、戸籍は、本籍地の市区町村役場で夫婦(配偶者のないものはその者)及びこれと氏を同じくする子ごとに編製され、戸籍をつづつて戸籍として保管されております。

本籍というのは、人の戸籍上の所在場所でありまして、必ずしも住所と一致するものではありません。日本の領域内であれば、どの場所にでも本籍を定めることができますし、何時いかなる場所に本籍を移すことも自由であります。本籍は後に述べる筆頭者の氏名とともに戸籍を表示する符号でありまして、日本人は必ず日本国内の何処か一個所に本籍を有すべきでありますから、我々は各自正しい本籍を知つておく必要があります。氏というものは、『佐藤某』『木村某』という場合の『佐藤』『木村』をいうのであります。民法によれば、夫婦は、必ず夫か妻の氏を称しなければなりませんし、嫡出子(法律上の夫婦間に生まれた子)は父母の氏を称し、嫡出でない子は母の氏を称し、養子は養親の氏を称することになつておりますから、これ等の人々によつて戸籍が編製されるわけであります。右のような編製方法がとられたのも全く戸籍上の便宜のためでありますから、例えば子が婚姻すれば、父母の戸籍から除かれてその夫婦だけの新戸籍が編製されるのでありますが、親子であることに基く権利義務には全然変りありません。

以下次号

鶴屋堰について

下山金四郎

ときは天保の晩年に近い或る年の春の頃であつた。

婆の腰あホーハエホーハエホーハエ、ちやなヤエ、婆の腰あ曲あたー情緒豊かなホーハエ節は野良を包んだ靄を縫うて朗らかに響き空高く舞う雲雀の声がして菜の花は今を盛りと咲いている。

土の香に親しむ頑丈な人夫の群は未明から存分に大氣を吸つてさしのぼる陽光をあび鍛へに鍛へた黒鋼の腕を振つては一生懸命開墾に従事している。鍬取る者、土を運ぶ者、茨を焼く者、樹木を伐採する者、先達の指揮命令は氣持良く行れ元氣な人夫達は手足の如く働いて仕事はぐんぐんと進んでいた。

茲所は頭無(今の十川岸一ッ谷の地)の地であつて茨生え茂る不毛の地で古来狐猩の跳梁する例であつた往年原庄右衛門基徳は捨てて顧みなかた遺利を拾ひ家の爲世の爲に開墾を思ひ立ち実施につき綿密な調査を重ねて計画を立たのであつたが打ち続く天保三年から全十年迄の飢饉に禍されて着手が遅れてあつたが天保の凶災で人々が困窮する状を見るに忍びず(記録の不備の爲確とは断定することは困難ではあるが多分天保十二年頃か)救民救済として愈々鍬を入れたのであつた。

斯くして現在の字一ッ谷の地内に六町九反六畝八歩の田区は整然として完成したのであつた。

ところがこれが用水堰は初の綿密な調査に基く計画により、湊ハナシ(現在の栄村領と当町下り枝地内の境界にあるもの)から下り枝 田中ハナシ、烏森、鎌谷ハナシ、を経て開拓地に十四町拾間に渉り開さくせられたのであつたが、今も痕跡あり湊ハナシの水量不足と田中ハナシ(小川)鎌谷ハナシ(小川)の上を通して引水するので途中の漏水が甚しく完全な用水堰の要をなさなかつたのであつた。

そこで今度は千辛万苦の末五所川原堰より湊地内に於て取り入れ口を設けて二十五町二十五間を開さくして引水したので茲所に初て完全な美田と化するに到つたので、これ即ち現今の鶴屋堰である。

蓋しその開拓費用は莫大なものであつたであろう。

水田の引水と言うものは何日の時代でも流血の惨事を伴うものであるが鶴屋堰には何等苦情も起らなかつた、その事業は救民救済事業であつたのと基徳の人格の然らしむるのと積善の家には餘慶ありて多年に渉る鶴屋家の恩澤と当時の地主である賜であつた(原庄右衛門傳の一節から)

町税は納期内に必ず納めましょう
納税は日掛け月掛け心がけ
納税貯蓄組合に加入致しましょう

自動車の臨時運行許可證の交付

道路運送車輌法第三十四條により自動車の臨時運行許可を受ける場合はその運行目的が次の場合に限られて居りますから御承知願います。

イ 未登録自動車を新規登録する場合

ロ 自動車の検査を受けようとする場合、自動車の呈示のための回送

ハ 自動車の試運転を行う場合

申請書(許可証)の記載運行目的及び経路以外には使用すると罰せられます。

許可を及けた者、有効期間満了したときは五日以内に許可証と許可番号標板を返納しなければなりません。返納を怠ると罰せられます。

◉許可証交付手数料　一件　五十円

戸籍の窓

(八月分)

出生　23件
死亡　6件

△出生

小野繁一　三男　眞裕　寺町
中居保　長男　義智　川端町
高橋睦彦　三女　淳子　上平井町
菊池武一　長男　武則　田町
今栄蔵　二男　信次　柳町
佐々木孝次　四女　町子　敷島町
菊池武司　二女　紘子　田町
須藤鉄雄　長男　厚　鎌谷町
平山醬造　長女　文子　栄町
今藤吉　長男　正雄　中平井町
佐藤市太郎　四女　洋子　下平井町
秋田良一　長女　眞規子　東町
蒔田鉄男　長女　むつ　元町
佐々木康智　長男　正明　新町
横山弘　長男　清彦　岩木町
一戸竹治　長男　治孝　栄町
山本正行　長女　公美子　雛田
福原哲　長男　啓文　中平井町
荒関正雄　長男　康雄　上平井町
小田桐秀雄　四男　重雄　布屋町
須藤善弘　長女　ちゑ子　敷島町
福井実　三女　一惠　錦町
高橋和夫　長男　利明　中平井町

▲死亡

今ハナ(56)　柳町
百澤辰三郎　次男　富男(15)　柳町
二唐カオル(25)　錦町
千葉藤次郎(65)　岩木町
工藤重造　二女　洋子(2)　敷島町
吉田義正(37)　川端町

……火の用心……

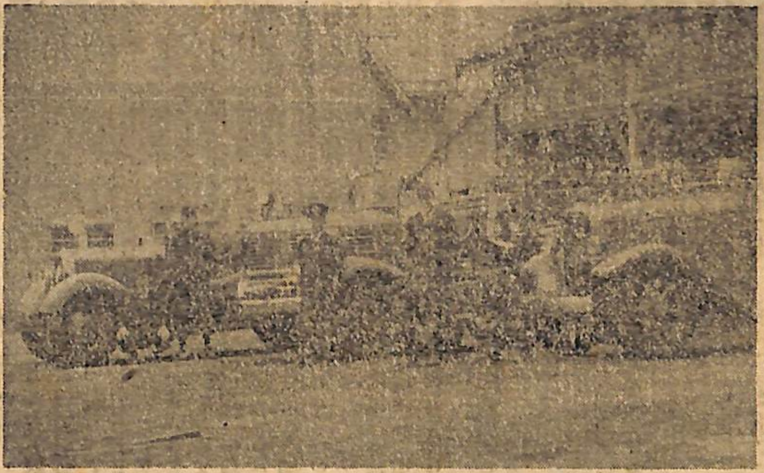

火事は一寸の油断から
火の元には充分御注意下さい(消防署)

毎戸に標札を!

標札が家々に掲げていないため町役場から配布する納税令書、その他通知書などの配布にあたつて、余分に労力を使い、また配布洩れがないとも限りません。

然も一軒に二世帯以上等住まれている場合など特に必要です。世帯主のみなさんこぞつて家の前に標札をかかげるようにつとめましょう。

人事異動

六月三十日付　嘱託を除く　嘱託　品川信良

七月十四日付　臨時雇を命ずる　病院勤務を命ずる　葛西知子

七月十七日付　技術吏員を命ずる　病院薬局勤務を命ずる　藤澤卓司

七月十八日付　願に依り本職を免ずる　薬剤師　林一郎

七月三十一日付　願に依り本職を免ずる　消防士　佐藤勇